

調布市下水道事業経営戦略  
改定検討に係る専門委員会

第4回

使用料体系の考え方

## 1 本委員会での使用料体系の考え方

## 2 現状分析

- (1) 汚水排出件数の推移
- (2) 汚水排出量の推移
- (3) 下水使用料の推移

## 3 使用料体系の概要

- (1) 使用料体系の基本的考え方
  - ① 二部使用料制
  - ② 使用料体系の仕組み
- (2) 調布市の使用料体系<一般汚水>

## 4 使用料体系<一般汚水>改定のポイント

- (1) 経営の安定性の確保に向けて
- (2) 利用者間の負担の公平性の確保に向けて
  - ① 累進使用料制における累進度について
  - ② 基本水量について

## 5 浴場汚水の使用料体系について

## 6 共用汚水の使用料体系について

## 1 本委員会での使用料体系の考え方

資料4「令和5年度決算を踏まえた 望ましい使用料水準の在り方」での議論を踏まえた、使用料水準を確保するため、使用料区分の単価をどのように設定すべきか、ご意見をいただきたいと思ます。

## 2 現状分析

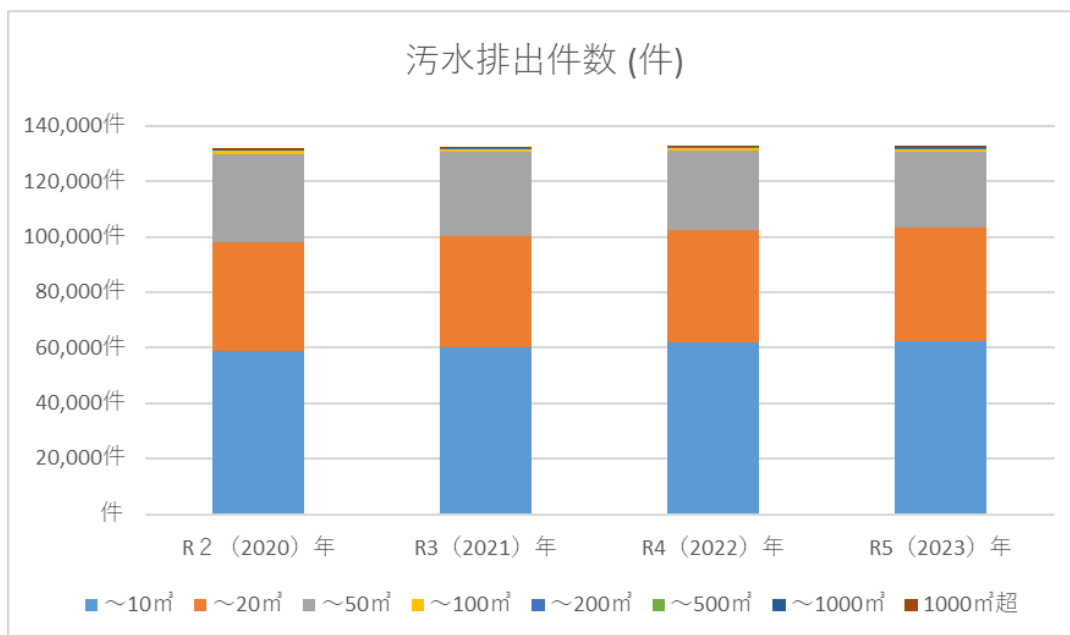
### (1) 污水排出件数の推移

調布市の世帯数は12万4148世帯（令和6年4月1日現在 ※調布市の水洗化率は99.98%）であり、污水排出量の流量別件数で見ると、50m<sup>3</sup>以下が一般家庭からの排水と推測され、その割合は98.9%となります。

污水排出量	R2(2020)年	R3(2021)年	R4(2022)年	R5(2023)年	割合
～10m <sup>3</sup>	58,744件	60,344件	61,834件	62,283件	47.1%
11～20m <sup>3</sup>	39,341件	40,092件	40,674件	41,023件	31.0%
21～50m <sup>3</sup>	31,884件	30,434件	28,747件	27,647件	20.9%
51～100m <sup>3</sup>	1,048件	946件	892件	865件	0.7%
101～200m <sup>3</sup>	240件	243件	251件	262件	0.2%
201～500m <sup>3</sup>	155件	160件	167件	171件	0.1%
501～1000m <sup>3</sup>	63件	69件	70件	66件	0.0%
1000m <sup>3</sup> 超	46件	45件	48件	52件	0.0%
計	131,521件	132,333件	132,683件	132,369件	100.0%

13万953件 (98.9%)

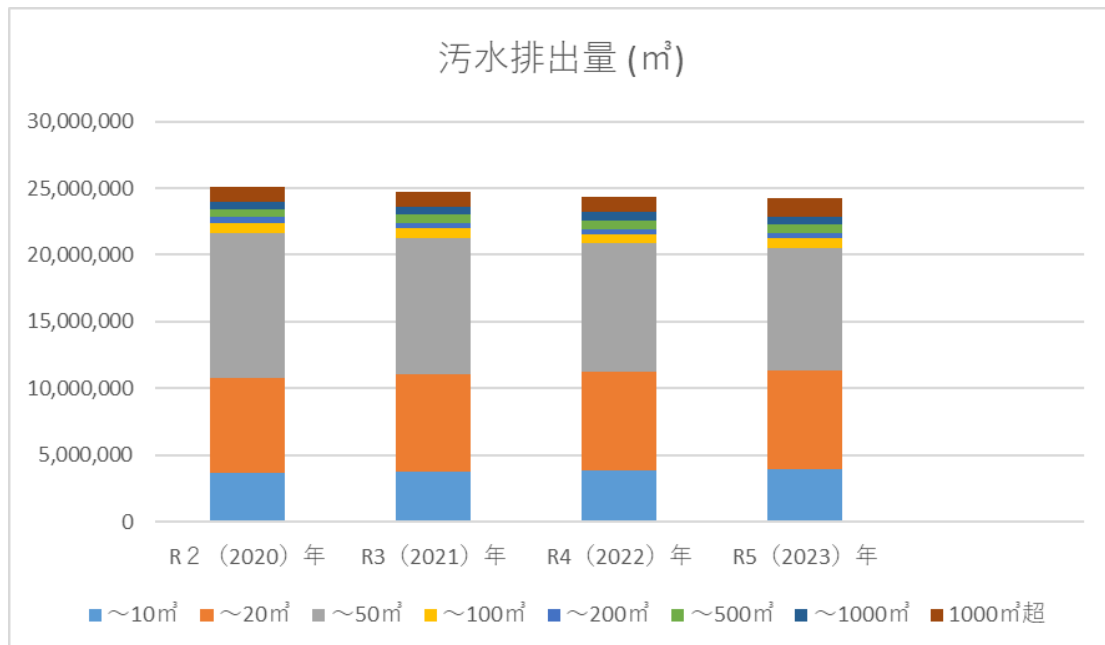
1,416件 (1.1%)



## (2) 汚水排出量の推移

令和5年度においては、一般家庭からの排水が主と推測される50m<sup>3</sup>以下の汚水排出量は、全体の85%、事業用が主と推測される50m<sup>3</sup>以上の排出量は全体の15%となっています。

汚水排出量	R2(2020)年	R3(2021)年	R4(2022)年	R5(2023)年	割合
～10m <sup>3</sup>	3,629,508m <sup>3</sup>	3,740,115m <sup>3</sup>	3,834,224m <sup>3</sup>	3,917,747m <sup>3</sup>	16%
11～20m <sup>3</sup>	7,171,465m <sup>3</sup>	7,304,241m <sup>3</sup>	7,404,733m <sup>3</sup>	7,447,798m <sup>3</sup>	31%
21～50m <sup>3</sup>	10,824,352m <sup>3</sup>	10,253,120m <sup>3</sup>	9,607,420m <sup>3</sup>	9,184,011m <sup>3</sup>	38%
51～100m <sup>3</sup>	802,614m <sup>3</sup>	725,666m <sup>3</sup>	692,409m <sup>3</sup>	672,292m <sup>3</sup>	3%
101～200m <sup>3</sup>	397,699m <sup>3</sup>	400,432m <sup>3</sup>	418,172m <sup>3</sup>	442,111m <sup>3</sup>	2%
201～500m <sup>3</sup>	604,976m <sup>3</sup>	607,774m <sup>3</sup>	639,836m <sup>3</sup>	662,621m <sup>3</sup>	3%
501～1000m <sup>3</sup>	527,102m <sup>3</sup>	574,476m <sup>3</sup>	586,214m <sup>3</sup>	560,581m <sup>3</sup>	2%
1000m <sup>3</sup> 超	1,110,175m <sup>3</sup>	1,090,527m <sup>3</sup>	1,174,174m <sup>3</sup>	1,322,701m <sup>3</sup>	5%
計	25,067,891m <sup>3</sup>	24,696,351m <sup>3</sup>	24,357,182m <sup>3</sup>	24,209,862m <sup>3</sup>	100%

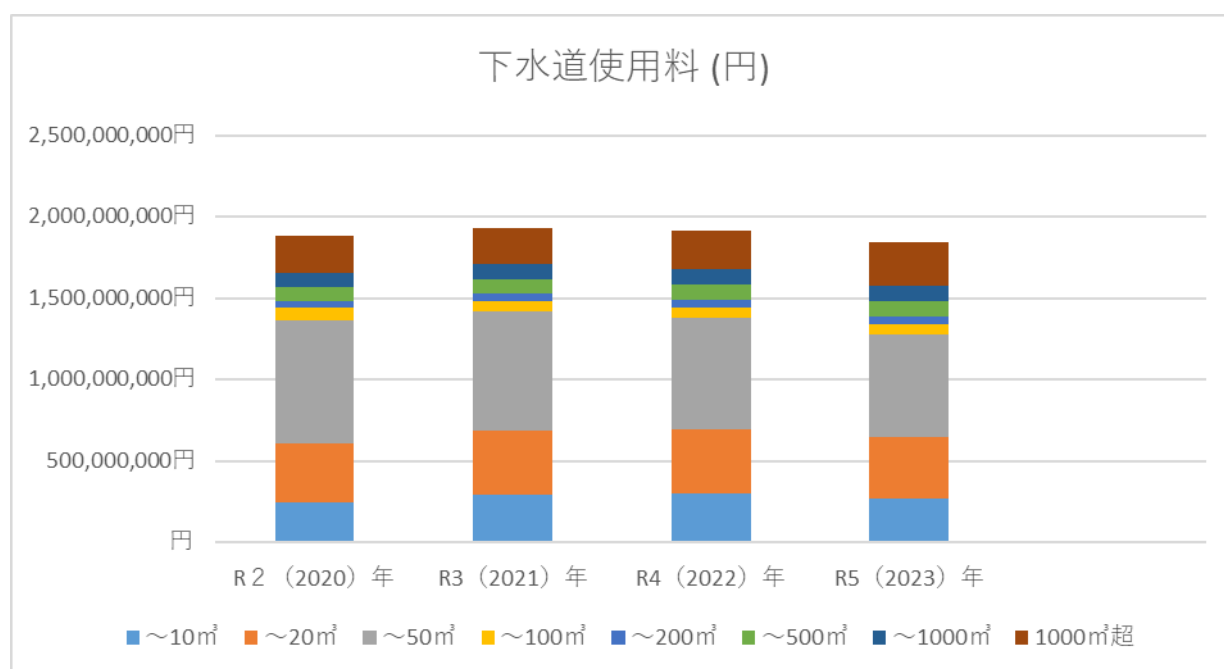


### (3) 下水道使用料の推移

調布市の使用料体系は、使用量の増加に応じて使用料単価が高くなる累進使用料制となっていることから、「(2) 汚水排出量の推移」と比べて排出量区分が上がるに従い、全体に占める割合が大きくなっています。

一般家庭の利用が主と推測される50m<sup>3</sup>以下は全体の68%。50m<sup>3</sup>超は31%。1000m<sup>3</sup>超は使用料全体の15%となっています。

汚水排出量	R2(2020)年	R3(2021)年	R4(2022)年	R5(2023)年	割合
～10m <sup>3</sup>	246,723,750円	289,649,600円	296,802,000円	265,790,350円	14%
11～20m <sup>3</sup>	363,725,425円	394,391,291円	399,669,343円	376,824,218円	20%
21～50m <sup>3</sup>	754,696,896円	730,898,260円	682,807,910円	634,622,678円	34%
51～100m <sup>3</sup>	73,296,950円	66,871,150円	64,079,025円	61,730,250円	3%
101～200m <sup>3</sup>	45,612,756円	46,006,208円	48,164,768円	50,934,834円	3%
201～500m <sup>3</sup>	86,087,572円	86,162,728円	90,870,992円	94,149,712円	5%
501～1000m <sup>3</sup>	87,593,502円	95,514,876円	97,729,614円	93,453,381円	5%
1000m <sup>3</sup> 超	224,276,775円	220,445,529円	237,880,298円	269,160,127円	15%
計	1,882,013,626円	1,929,939,642円	1,918,003,950円	1,846,665,550円	100%



### 3 使用料体系の概要

#### (1) 使用料体系の基本的考え方

##### ① 二部使用料制

調布市の使用料体系は、使用水量にかかわらず一律賦課する「基本使用料」と、使用水量に応じて支払額が変動する「従量使用料」で構成される二部使用料制となっています。

なお、基本使用料については、基本水量(10m<sup>3</sup>)の範囲内では使用量の多寡にかかわらず使用料が定額となる「基本水量制」を、従量使用料については使用料の増加に応じて単価が高くなる「累進使用料制」を採用しています。

##### ② 使用料体系の仕組

下水道事業は、費用構造に占める固定的経費の割合が高く、必要な費用は、使用水量に係わりなく基本使用料で回収することが本来的には望ましいとされています。

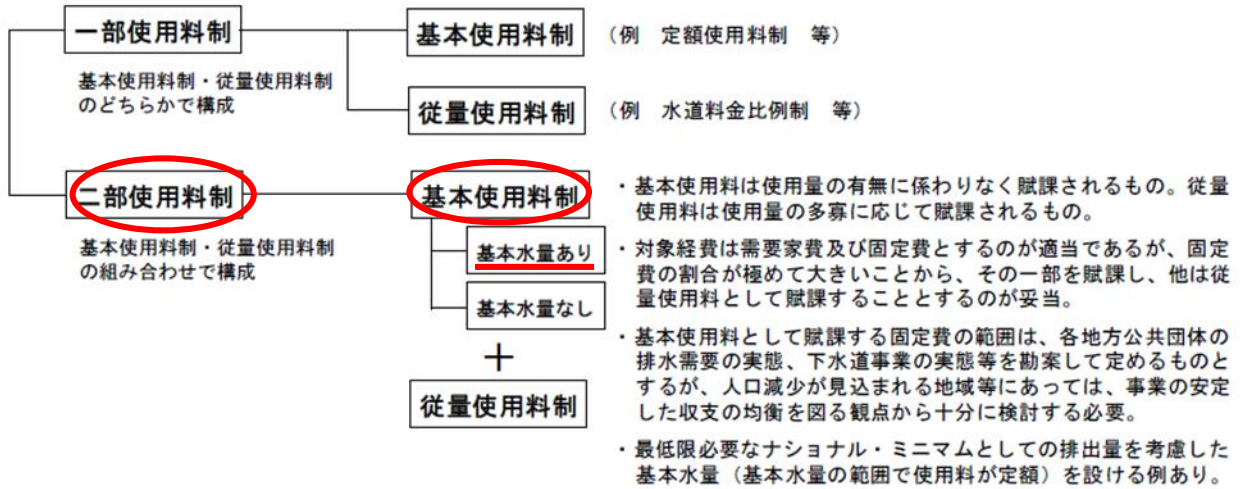
調布市の令和5年度決算の数値にあてはめると、固定的経費を基本使用料に充てると、本来、基本使用料は使用料収入全体の43%となりますが、現状、基本使用料収入は全体の30%に留まっており、従量使用料に依存した使用料体系となっています。

(税抜き)

<b>汚水処理費 (= 使用料対象経費)</b> R5決算 20億3700万円		
<b>需要家費 (15%)</b> R5決算 3億1300万円	<b>固定費 (28%)</b> R5決算 5億6900万円	<b>変動費 (57%)</b> R5決算 11億5500万円
排出量に関係なく 利用者数に比例して かかる経費  ○下水道使用料 徴収委託料	水量や利用者数に関係なく 下水道施設の規模に応じて かかる経費  ○減価償却費 ○企業債支払利息 ○人件費 等	水量に応じて変動する経費  ○流域下水道維持管理負担金 ○光熱水費 ○動力費 等
<b>本来</b>		
<b>基本使用料 (43%)</b> 8億8200万円 ※		<b>従量使用料 (57%)</b> 11億5500万円 ※
需要家費と固定費相当額を基本使用料として賦課すると 基本使用料の割合が極めて大きくなる。		
<b>現状</b>		
<b>基本使用料 (30%)</b> R5決算 5億4400万円	<b>従量使用料 (70%)</b> R5決算 12億6800万円	<b>不足分</b> 2億2500万円
現状は、〔需要家費 + 固定費〕の一部を基本使用料として、 他を従量使用料として賦課している。		
		汚水処理費の 11% →経費回収率 89%

※使用料の決算値は、下水道使用料の減免等の理由により、P3「汚水使用料の推移」とは差異があります。

<参考> 使用料体系の種類



※他に以下との組み合わせもある

- 累進使用料制** ・ 大口需要家の需要変動リスクに対応するコストを調整・配賦するという趣旨から、使用量の増加に応じて使用料単価が高くなる使用料体系
- 水質使用料制** ・ 排水の水質濃度に応じて、使用料対象経費の一部を一定の基準を超える濃度の排水を排出する使用者に賦課するもので、従量使用料に上乘せして徴収するもの
- 用途別使用料制** (例 公衆浴場用、公設プール用、工業用 等)

(出典)「下水道使用料算定の基本的考え方2016年度版」((公社)日本下水道協会)をもとに作成

## (2) 調布市の使用料体系 <一般污水>

調布市及び都内の類似団体5市の使用料体系とあわせて「15㎡」「20㎡」「30㎡」「50㎡」使用時の月額使用料を算出しました。その結果、「15㎡」使用した場合は、6市中最も低い水準となり、その他の使用料では3番目に低い水準となっています。

令和6年6月1日現在(単位:円)

団体名	区分										適用 年月日	月額使用料 (消費税含む)			
	基本水量 10㎡ まで ※1	20㎡ まで	30㎡ まで	50㎡ まで	100㎡ まで	200㎡ まで	500㎡ まで	1000 ㎡ まで	1000 ㎡ 超	15㎡ 2人世帯 相当		20㎡ 3人世帯 相当	30㎡ 5人世帯 相当	50㎡	
	( 1 ㎡ に つ き )											15㎡ 2人世帯 相当	20㎡ 3人世帯 相当	30㎡ 5人世帯 相当	50㎡
調布市	最安値 350	81	98	125	144	172	201	227	H12.4	最安値 830	1,276	2,354	4,510		
類似 団体 ※2	武蔵野市	509	52	68	78	89	104	120	146	203	R2.4	960	1,199	1,947	3,564
	三鷹市 ※3	400	62	86	97	126	144	204	245	283	H26.4	917	1,258	2,204	4,338
	小金井市	350	70	105	120	135	170	210	250	290	H31.4	924	1,309	2,464	5,104
	国分寺市	545	100	115	125	170	200	240	280	330	H16.1	1369	1,699	2,964	5,714
	西東京市	410	88	126	157	189	239	283	306	328	H23.10	935	1,612	2,998	6,452






※1 武蔵野市,三鷹市,小金井市については基本水量は8㎡までとなっています。

※2 類似団体とは、公共下水道を管理する団体のうち、処理区域内人口が10万人かつ人口密度が1ヘクタール当たり、100人以上の団体を指します。都内における調布市の類似団体は上記5団体が該当します。

※3 三鷹市は2000㎡以上の区分がありますが、便宜上省略しております。



<参考> 世帯人員別「1か月の平均使用水量」の目安

世帯人員	使用水量
1人 	8m <sup>3</sup>
2人 	15m <sup>3</sup>
3人 	20m <sup>3</sup>
4人 	23m <sup>3</sup>
5人 	28m <sup>3</sup>

参考「令和2年度東京都生活用水実態調査」

#### 4 使用料体系<一般汚水>改定のポイント

##### 使用料体系の改定にあたっての検討パターン

基本使用料と従量使用料の改定方法については、大きく次の5パターンが考えられます。  
 (使用料体系は「二部使用料制」、基本使用料は「基本水量制」の維持を前提にしています。)

##### ○ パターン 1 「基本使用料」「従量使用料」ともに均等改定

使用料体系	改定の有無	コメント
基本使用料	均等に改定	現行の使用料体系と同程度の公平性及び安定性が確保される。
従量使用料	均等に改定	

##### ○ パターン 2 「基本使用料」のみ改定

使用料体系	改定の有無	コメント
基本使用料	改定あり	使用料収入の安定性は確保できる一方、少量利用者への負担が相対的に大きくなる。
従量使用料	改定なし	

##### ○ パターン 3 「従量使用料」のみ改定

使用料体系	改定の有無	コメント
基本使用料	改定なし	有収水量の増減により、使用料収入が影響を受けやすくなる。
従量使用料	改定あり	

##### ○ パターン 4 「基本使用料」「従量使用料」ともに改定するが、基本使用料の改定率が高い

使用料体系	改定の有無	コメント
基本使用料	改定あり【高】	使用料収入の安定性は確保できる一方、少量利用者への負担が相対的に大きくなる。
従量使用料	改定あり【低】	

##### ○ パターン 5 「基本使用料」「従量使用料」ともに改定するが、従量使用料の改定率が高い

使用料体系	改定の有無	コメント
基本使用料	改定あり【低】	少量利用者の負担軽減が図れる一方、有収水量の増減により、使用料収入が影響を受けやすくなる。
従量使用料	改定あり【高】	

これまでの現状等を踏まえた上で、使用料改定のポイントと市の考え方について整理しました。

### (1) 経営の安定性の確保に向けて

経営の安定性を確保するには、汚水排出量の変動に係わらず固定的に発生する費用を安定的に賄いつつ、使用者の態様に応じた合理的な算定方法として、基本使用料と従量使用料による二部使用料制が有効とされています。

二部使用料制とする場合、固定的な経費は基本使用料で回収すべきところですが、収入を従量使用料に依存すると、有収水量の増減により使用料収入が影響を受けやすく安定した収入確保が困難といった問題を抱えています。

以上のことから、経営の安定性を確保する使用料体系の検討が必要となります。(P16 参考2「使用料収入に占める基本使用料の割合」)

#### 【調布市の現状】

- 二部使用料制を採用
- 本来基本使用料で徴収すべき経費を従量使用料で徴収 (P4)
- 基本水量の使用料は類似団体との比較では最安値 (P6)
- 調布市の人口は令和12年度をピークに減少に転じる推計 (P17 参考4)
- 有収水量は年平均1%減少 (「P18 参考5」)

#### 【市の考え】

- 二部使用料制を維持する
- 経営の安定性を確保するため、基本使用料の改定幅を大きくする (P8 「パターン2」, 「パターン4」)

## (2) 利用者間の負担の公平性の確保に向けて

使用料体系は、受益者負担の原則から使用者に公平な費用の負担を求める必要があります。(P15 参考1「下水道使用料に関する規定」) そのため、現状の使用料体系が特定の使用者区分に偏っていないか。また、使用料改定にあたっては不公平感がないよう、区分ごとの改定率をどのように設定すべきかの検討が必要です。

### ① 累進使用料制における累進度について

累進使用料制は、大量使用者の需要変動リスクに対応するコストを調整・賦課するという趣旨から、使用料増加に応じて使用料単価を上げていく使用料体系です。ここでは累進度を用いて、調布市及び類似団体の使用料体系を分析します。

なお、累進度とは、累進使用料制における1m<sup>3</sup>あたりの最低単価に対する最大水量区分の倍率で、その値が高いほど大量使用者への負担が大きいことを意味します。

$$\text{累進度①} = \frac{\text{【最高単価】 1000m}^3\text{超の 使用料}}{\text{【最低単価】 (1m}^3\text{あたりの) 基本水量}}$$

※基本使用料を基本水量で割り、1 m<sup>3</sup>あたりの基本単価を算出し、それを最低単価とした場合の累進度

$$\text{累進度②} = \frac{\text{【最高単価】 1000m}^3\text{超の 使用料}}{\text{【最低単価】 従量使用料 の最低単価}}$$

※従量使用料部分に焦点を当てた場合の累進度

## 調布市と類似団体との累進度の比較

令和6年6月1日現在

市名	区分	~10㎡ 基本水量	~20㎡	~30㎡	~50㎡	~100㎡	~200㎡	~500㎡	~1000㎡	1000㎡~	
		( 1㎡につき )									
調布市	使用料	350円	81円	98円	125円	144円	172円	201円	227円		
	累進度	①	649% (=227円 ÷ 35円)								
		②		最低水準 280% (= 227円 ÷ 81円)							
類似団体	武蔵野市	使用料	490円	50円	65円	75円	85円	100円	115円	140円	195円
		累進度	①	318%							
	②			390%							
	三鷹市	使用料	400円	62円	86円	97円	126円	144円	204円	245円	283円
		累進度	①	566%							
	②			456%							
	小金井市	使用料	350円	70円	105円	120円	135円	170円	210円	250円	290円
		累進度	①	662%							
	②			414%							
	国分寺市	使用料	545円	100円	115円	125円	170円	200円	240円	280円	330円
		累進度	①	484%							
	②			330%							
西東京市	使用料	410円	88円	126円	157円	189円	239円	283円	306円	328円	
	累進度	①	800%								
②			373%								

※三鷹市は2000㎡以上の区分がありますが他市比較の都合上、除外しています。

### 【現状に対する市の考え】

#### ①（基本水量を含めた）累進度 → 「649%」

【現 状】類似団体間では、上位3番目となっている。最高単価と最低単価の開きが比較的大きい。

【市の考え】（公平性を確保するため）累進度が低くなるよう、従量使用料よりも基本使用料の改定率を大きくする。

#### ②（基本水量を除いた 従量使用料区分の）累進度 → 「280%」

【現 状】類似団体間では、最低値となっている。

【市の考え】従量使用料区分の累進度を見直す必要がないか検討する。

## ② 基本水量について

公衆衛生上の観点から生活上必要な一定程度の水の使用を促すことを目的として「基本水量」を付与してきました。しかし、近年、一人世帯の増加によって、基本水量に満たない使用者が増加するなど、不公平感が生じる原因となっています。

### 【調布市の現状】

基本水量制を採用

### 【市の考え】

基本水量制を維持する

調布市では、基本水量の問題点について認識しているものの、① 都内で基本水量の廃止を予定している自治体がない（令和6年7月現在）② 使用料システムの改修委託料が多額となることが想定される ことなどから、他市の動向を踏まえながら、今後慎重に検討していきます。（本委員会では、基本使用料については基本水量制を維持する前提として議論を進めます。）（P17 参考3「基本水量制の見直し」）

## 5 浴場汚水の使用料体系について

公衆浴場法に基づいて都道府県知事に許可を得て営業している公衆浴場の入浴料金については、物価統制令第4条 及び物価統制令施行令第11条に基づき、都道府県知事が最高限度額(統制額)を指定する仕組みになっているほか、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律においては、公衆浴場が住民の日常生活において欠くことのできない施設であるとともに、住民の健康の増進等に関し重要な役割を担っているものとして、地方公共団体には、公衆浴場の経営の安定を図る等必要な措置を講ずることにより、住民の公衆浴場の利用の機会の確保に努めるよう促しています。調布市においても、上述の法律に基づき、調布市公衆浴場施設整備等事業補助金交付要綱を制定するなどにより、浴場経営の支援を行っています。

以上のことから、浴場汚水の使用料改定については慎重に検討すべき事項となります。

### 浴場汚水に関する規定 (P20 参考7)

- 【国】 ○「物価統制令」  
→入浴料金の最高限度額を指定
- 「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」  
→住民の日常生活に欠くことのできない施設  
→特別の措置を講じて住民の利用機会を確保
- 【調布市】 ○「調布市公衆浴場施設整備等事業補助金交付要綱」  
→事業に要する経費の一部を補助

### 浴場汚水使用料

調布市	20円/m <sup>3</sup>	
武蔵野市	～8m <sup>3</sup> 150円	9m <sup>3</sup> ～ 26円/m <sup>3</sup>
三鷹市	～10m <sup>3</sup> 106円	11m <sup>3</sup> ～ 11円/m <sup>3</sup>
小金井市	13円/m <sup>3</sup>	
国分寺市	18円/m <sup>3</sup>	
西東京市	19円/m <sup>3</sup>	

## 6 共用汚水の使用料体系について

共用汚水とは、水道の給水装置または井戸を共用して生じた汚水で、公共下水道に排除するものをいいます。現在、使用料体系には汚水種別として共用汚水を掲載していますが、対象者がいないことから廃止を検討します。

なお、東京都内の類似団体で共用汚水の使用料区分を採用している自治体は確認できませんでした。

共用汚水使用料

~10m <sup>3</sup>	230円
10m <sup>3</sup> 超	40円/m <sup>3</sup>



<参考1> 下水道使用料に関する規定

○ 地方公営企業法（昭和27年8月1日号外法律第292号）

（料金）

第21条 地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。

2 前項の料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

○下水道法（昭和33年4月24日法律第79号）

（使用料）

第20条 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。

2 使用料は、次の原則によつて定めなければならない。

一 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。

二 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。

三 定率又は定額をもつて明確に定められていること。

四 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

3 （略）

○調布市下水道条例（昭和47年4月1日条例第24号）

（使用料の徴収）

第12条 市は、処理区域内の公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収する。

2 （略）

3 （略）

（使用料の減免）

第18条 市長は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、使用料を減免することができる。

○調布市下水道条例施行規則（昭和47年4月1日規則第12号）

（減免の対象）

第 27 条 条例第 18 条の規定による使用料の減免は、次の各号のいずれかに該当する者について行うことができる。

(1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)により生活扶助を受ける者

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第 30 号)により支援給付を受けている者

(3) 児童扶養手当法(昭和 36 年法律第 238 号)により児童扶養手当の支給を受ける者

(4) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和 39 年法律第 134 号)により特別児童扶

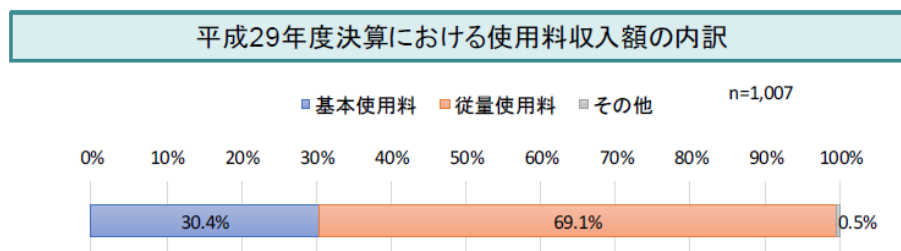
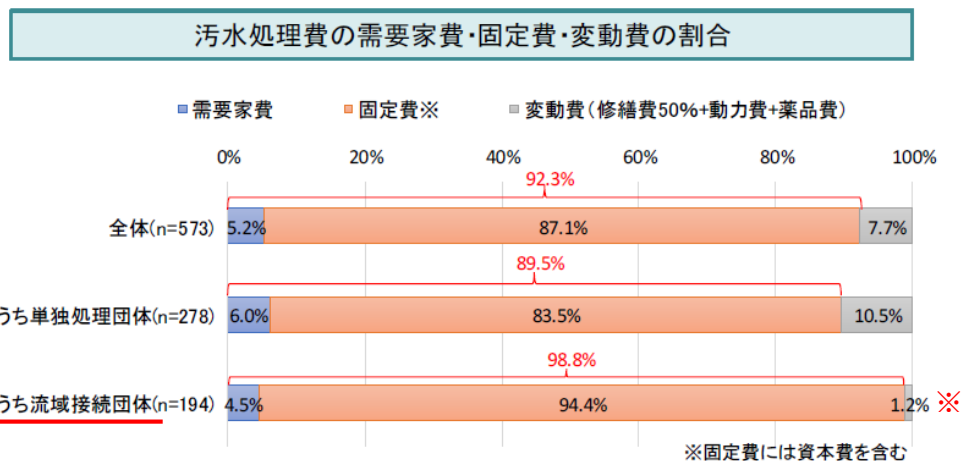
養手当の支給を受ける者

- (5) 国民年金法(昭和 34 年法律第 141 号)により旧母子福祉年金又は旧準母子福祉年金の支給権を有する者で、遺族基礎年金の支給を受けるもの
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、特に市長が必要と認める者
- 2 (略)

<参考2> 「使用料収入に占める基本使用料の割合」(「人口減少下における維持管理時代の下水道経営のあり方検討会報告書」(令和2年7月 国土交通省水管理・国土保全局下水道部) 抜粋)

下水道事業は、費用構造に占める固定費の割合が極めて高いため、これを使用水量に係わりなく賦課される基本使用料で回収することが費用の性質を踏まえた原価配賦の方法として本来的には望ましいが、その場合には基本使用料が著しく高額となり、小口需要者の負担が大きくなるとの問題がある。そのため、従量使用料に基本使用料を併置する二部使用料制度により、そのバランスをとることが重要である。

一方現状では、費用構造に占める固定費の割合が9割以上を占める中、収入に占める基本使用料収入の割合は3割に過ぎず、費用構造に比して、非常に不安定な料金体系となっている。今後の人口減少等による使用水量の減少が見込まれる中で、下水道サービスを維持していくためには、基本使用料に配賦する固定費の割合を漸進的に高めていくことも視野に入れた使用料体系の設定が必要と考えられる。



※ 本資料では、流域下水道維持管理負担金については、固定費に算入していると推測されるが、本資料 P4 では、下水道使用水量の多寡に応じて変動することから「変動費」として扱っている。

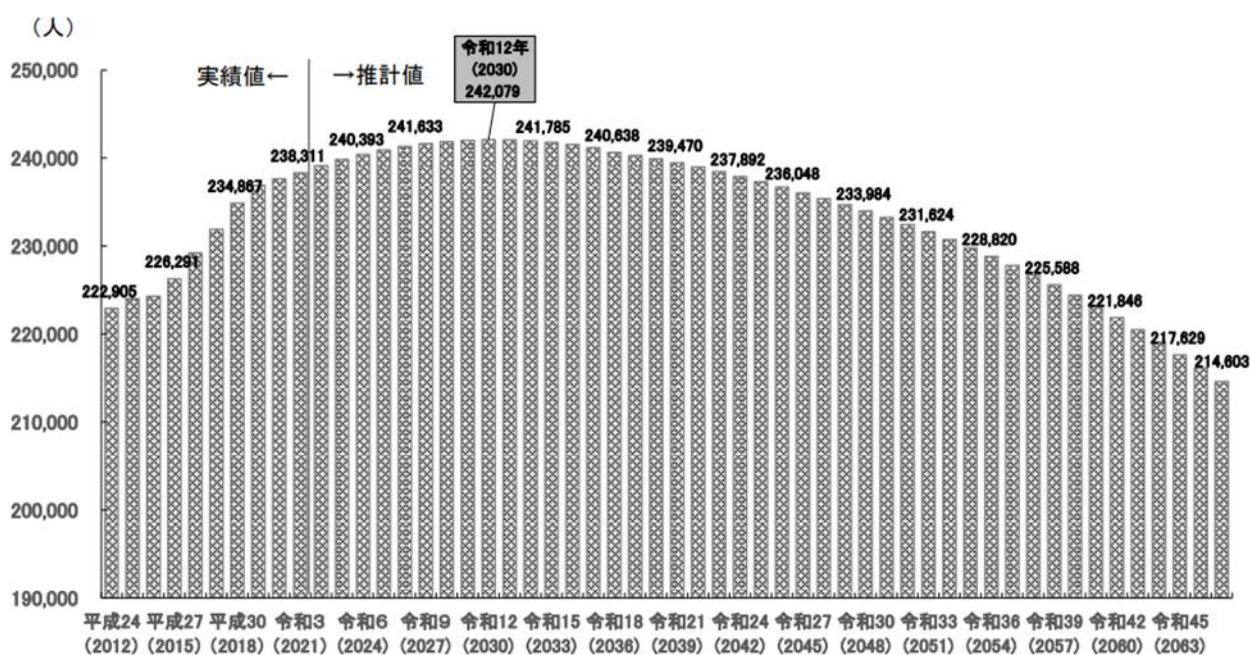
<参考3> 「基本水量制の見直し」(「人口減少下における維持管理時代の下水道経営のあり方  
検討会報告書」(令和2年7月 国土交通省水管理・国土保全局下水道部) 抜粋

基本水量制は、二部使用料制における「基本使用料」の中に、日常生活の上で最低限必要なナショナル・ミニマムとしての排出量を考慮した「基本水量」に相当する従量料金分を含めた料金制度のことで、使用水量が基本水量までであれば、基本使用料での定額制となるものである。

一方で、環境負荷低減に資する節水のインセンティブが基本水量内の少量使用者に働かないこと、使用水量の有無に係わりなく賦課する基本使用料という性質に照らして明確性に欠けること、並びに「水道料金算定要領」(平成 27 年2月改訂版。(公社)日本水道協会)では基本水量は漸進的に解消するものとされていること等を踏まえ、その見直しの方向性について検討すべきと考えられる。

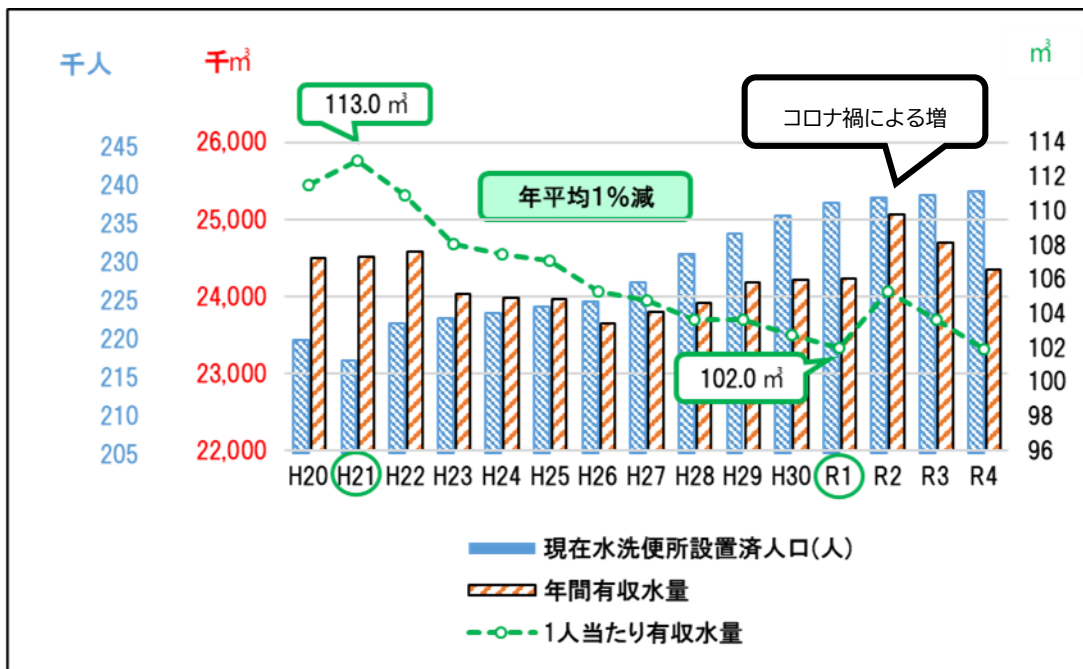
実態調査では、基本水量制の採用理由として、「不明」が最も多く、以下「日常生活に最低限必要な排出量を考慮」との回答が続く。また、基本水量制の課題として、「基本水量の範囲内の使用者間の費用負担の公平性が確保しづらい」との回答が多い。

<参考4> 調布市人口推計(令和4年3月時点) (再掲 第1回委員会)



※令和3(2021)年までは実績値(住民基本台帳人口(外国人を含む。)(各年10月1日現在))

<参考5> 一人当たりの有収水量の推移



<参考6> 都内自治体の下水道使用料体系

令和6年6月1日現在(単位:円)

団体名	区分										現行使用料 適用年月日	月額使用料 (消費税含む)			
	基本水料 10㎡まで ※1	20㎡ まで	30㎡ まで	50㎡ まで	100㎡ まで	200㎡ まで	500㎡ まで	1000㎡ まで	1000㎡ 超	20㎡ 3人世帯		30㎡ 5人世帯	50㎡	100㎡	
															( 1㎡につき )
調布市	350	81	98	125	144	172	201	227	H12.4	1,276	2,354	4,510	11,385		
類似団体	1 武蔵野市	509	52	68	78	89	104	120	146	203	R2.4	1,199	1,947	3,564	8,239
	2 三鷹市	400	62	86	97	126	144	204	245	283	H26.4	1,258	2,204	4,338	11,268
	3 小金井市	350	70	105	120	135	170	210	250	290	H31.4	1,309	2,464	5,104	12,529
	4 国分寺市	545	100	115	125	170	200	240	280	330	H16.1	1,699	2,964	5,714	15,064
	5 西東京市	410	88	126	157	189	239	283	306	328	H23.10	1,612	2,998	6,452	16,847
【参考】類似団体以外の団体	6 東京都	560	110	140	170	200	230	270	310	345	H10.6	2,068	3,608	7,348	18,348
	7 八王子市	560	110	140	170	200	230	270	310	345	H10.6	2,068	3,608	7,348	18,348
	8 立川市	530	75	115	150	200	245	285	325	H9.6	1,408	2,673	5,203	13,453	
	9 青梅市	577	113	144	170	200	230	270	322	369	H20.6	2,126	3,710	7,450	18,450
	10 府中市	266	56	76	95	116	141	166	192	H17.7	908	1,744	3,416	8,641	
	11 昭島市	465	76	108	145	189	232	280	324	H16.4	1,347	2,535	4,911	12,886	
	12 町田市	560	110	140	170	200	230	270	310	345	H10.6	2,068	3,608	7,348	18,348
	13 小平市	455	105	125	135	175	210	250	285	H14.4	1,655	3,030	5,780	14,305	
	14 日野市	560	110	140	170	200	230	270	310	345	H10.6	2,068	3,608	7,348	18,348
	15 東村山市	560	100	160	195	230	270	310	345	H28.10	1,936	3,696	7,216	17,941	
	16 国立市	540	110	150	180	215	255	295	335	H11.4	1,804	3,454	6,754	16,654	
	17 福生市	320	64	75	105	130	155	200	245	R1.10	1,056	1,881	3,531	9,306	
	18 狛江市	528	87	128	176	211	266	314	363	H14.4	1,537	2,945	5,761	15,441	
	19 東大和市	610	102	160	190	230	270	330	370	410	H28.7	2,017	3,777	7,957	20,607
	20 清瀬市	484	105	149	187	220	275	319	363	H27.10	1,918	3,557	6,835	17,120	
	21 東久留米市	690	125	162	210	241	290	324	363	H25.4	2,134	3,916	7,480	19,030	
	22 武蔵村山市	504	78	98	136	166	196	264	334	H21.10	1,412	2,490	4,646	12,126	
	23 多摩市	560	110	140	170	200	230	270	310	345	H10.6	2,068	3,608	7,348	18,348
	24 稲城市	560	110	140	170	200	230	270	310	345	H10.6	2,068	3,608	7,348	18,348
	25 羽村市	352	72	96	120	150	186	209	253	H18.4	1,179	2,235	4,347	10,947	
	26 あきる野市	530	130	145	170	200	230	270	310	345	H14.4	2,013	3,608	7,348	18,348
	27 瑞穂町	505	95	110	140	180	215	280	355	H14.4	1,600	2,810	5,230	12,930	
	28 日の出町	530	130	145	170	200	230	270	310	345	H19.10	2,013	3,608	7,348	18,348
	29 檜原村	560	110	140	170	200	230	270	310	345	H10.6	2,068	3,608	7,348	18,348
	30 奥多摩町	560	110	140	170	200	230	270	310	345	H10.6	2,068	3,608	7,348	18,348

※ 武蔵野市,三鷹市,小金井市,西東京市,東京都,八王子市,青梅市,町田市,日野市,東村山市,東大和市,清瀬市,多摩市,稲城市,西東京市,檜原村,奥多摩町については基本水量は8㎡までとなっています。

高い



安い



## <参考7> 浴場汚水に関する規定

### ○「物価統制令」

(統制額の指定)

第四条 主務大臣物価ガ著シク昂騰シ又ハ昂騰スル虞アル場合ニ於テ他ノ措置ニ依リテハ価格等ノ安定ヲ確保スルコト困難ト認ムルトキハ第七条ニ規定スル場合ヲ除クノ外政令ノ定ムル所ニ依リ当該価格等ニ付其ノ統制額ヲ指定スルコトヲ得

### ○「物価統制令施行令」

(都道府県が処理する事務等)

第十一条 次に掲げる主務大臣の職権に属する事務は、主務大臣において都道府県知事が処分する旨を定めた価格等については、都道府県知事が行う。

一 令第三条第一項但書の規定による許可

二 令第八条ノ二但書の規定による別段の定及び許可

2 前項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

3 第一項の場合においては、令及びこの政令中同項に規定する事務に係る主務大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

4 第一項各号に掲げる主務大臣の職権及び令第四条の規定による指定は、主務大臣において地方行政機関の長が処分する旨を定めた価格等については、地方行政機関の長が行う。

### ○「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」

(目的)

第一条 この法律は、公衆浴場が住民の日常生活において欠くことのできない施設であるとともに、住民の健康の増進等に関し重要な役割を担っているにもかかわらず著しく減少しつつある状況にかんがみ、公衆浴場についての特別措置を講ずるように努めることにより、住民のその利用の機会の確保を図り、もって公衆衛生の向上及び増進並びに住民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(国及び地方公共団体の任務)

第三条 国及び地方公共団体は、公衆浴場の経営の安定を図る等必要な措置を講ずることにより、住民の公衆浴場の利用の機会の確保に努めなければならない。

### ○「調布市公衆浴場施設整備等事業補助金交付要綱」

第1 目的

この要綱は、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律(昭和 56 年法律第 68 号)に基づき、公衆浴場の存続を図るため、公衆浴場営業者が実施する公衆浴場の施設整備等を行う事業に対し、その事業に要する経費の一部を補助することにより、公衆浴場の経営安定に寄与することを目的とする。